

## 財産売払公示書

下記により売払物件を一般競争入札により売り払います。

### 1. 売払物件

名 称：東京医科歯科大学国府台団地土地の一部

所有者：国立大学法人 東京医科歯科大学

所在地：（登記簿上） 千葉県市川市国府台二丁目 1 番 47

土 地：（地目） 宅地

（地積） 62.85 m<sup>2</sup>

### 2. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1)事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における者を除く個人。
- (2)当該売払物件に関する事務に従事する職員である者。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者。
- (4)被保佐人、被補助人及び未成年者である者。ただし、必要な同意を得ている場合を除く。
- (5)当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (6)次の各号の1に該当すると認められる者で、その事実があった後三年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。
  - ① 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号の1に該当する事実があった後三年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7)所有者が売払先として不適当と認めた者。

### 3. 入札の説明等をする日時及び場所等

入札説明書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

（入札説明書等関係書類の交付場所及び入札に関する問い合わせ先）

【売却支援業務受託者】

問い合わせ先

〒100-8113 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号 新大手町ビル

三菱地所リアルエステートサービス株式会社 担当：谷嶋

TEL 03-3510-8034 E-mail [teruki\\_yajima@mecyes.co.jp](mailto:teruki_yajima@mecyes.co.jp)

#### 4. 入札参加申込

##### (1)入札参加申込受付期間

平成 2 7 年 3 月 1 3 日（金）～平成 2 7 年 4 月 2 日（木）1 2 時まで

##### (2)入札参加申込書配布先

上記 3 に記載する売却支援業務受託者

（本学に直接問い合わせてもお答えいたしかねます。）

##### (3)その他

①上記申込は、自ら直接売却物件の購入を検討するものしか受け付けない。

（仲介業者等からの問い合わせにはお答えいたしません。）

②上記申込を行わなかったものは入札に参加することができない。

③申込時に必要な書類は、売却支援業務受託者に確認のこと。

④平成 2 7 年 4 月 7 日（火）1 6 時までに売却支援業務受託者より通知がない場合  
には、入札参加資格がないものとする。

#### 5. 入札及び開札の日時及び場所

(1)日時 平成 2 7 年 4 月 1 4 日（火）1 5 時

(2)場所 東京医科歯科大学財務施設部打合室（1 号館 3 階）

(3)開札 入札締切後直ちに開札

#### 6. 郵送による入札

郵送による入札書を送付する場合は、以下により郵送すること。期限までに本学  
に到着しなかった場合には、参加資格を失うものとする。

(1)郵送期限 平成 2 7 年 4 月 1 3 日（月）1 2 時必着

(2)郵送先 〒1 1 3－8 5 1 0

東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 4 5 号

国立大学法人 東京医科歯科大学

財務施設部 施設企画課 施設契約掛

(3)郵送方法 入札説明書に記載する。

#### 7. 入札保証金

(1)入札者は、入札前に、入札保証金として入札金額の 1 0 0 分の 5 以上（円未満切

り上げ)に相当する額を、最寄りの金融機関から、本学の指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は入札参加者の負担とする。

(2)入札保証金は、落札者を除き、入札参加者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付するものとする。

なお、金融機関への振込手続きには数日の期間を要する。

(3)入札保証金は利息を付さない。

## 8. 売買契約締結後の条件

(1)落札者は、不動産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(2)落札者は、不動産売買契約締結後、当該契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

## 9. 契約締結期間等

売買契約の締結は平成27年4月20日（月）までに行うものとする。なお、期日までに売買契約を締結されない場合にはその落札は無効となり、入札保証金は本学に帰属するものとする。

## 10. 契約保証金及び売買代金

(1)売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）を納付し、売買代金と契約保証金との差額を、本学が発行する請求書により物件引渡し時まで納付すること。

入札にあたって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができる。

なお、契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、本学に帰属するものとする。

(2)残代金決済の場所については、東京医科歯科大学内にて行うものとする。

## 11. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び別途交付する入札説明書等関係書類において示す条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、東京

医科歯科大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時において上記 2 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

1 2. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

1 3. 落札者の決定方法

本公告に示した内容を履行できると本学が判断した入札者であって、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第 4 5 条に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。

以上公示する。

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

国立大学法人東京医科歯科大学  
学長 吉澤 靖之